

【Q&A】

Q1. 報告書の提出対象者は？

- A1. 前年度に産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した事業者が対象者になります。産業廃棄物の排出量やマニフェストの交付枚数に関係なく提出していただく必要があります。
また、二次マニフェストを交付している中間処理業者も対象となります。

Q2. 電子マニフェストを利用している場合も報告書は提出しなければならないのか？

- A2. (公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)から各都道府県知事等に報告されるため、排出事業者から報告する必要はありません。
【電子マニフェストに関するお問い合わせ先】
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.shtml>

Q3. 自己処理したときも報告書を提出しなければならないのですか？

- A3. 自己処理したものについてはマニフェストの交付義務がありませんので、報告書の提出は必要ありません。ただし、産業廃棄物を自己運搬し、その後の処理を他人に委託したときは、マニフェスト伝票を交付することになりますので、報告書を提出していただく必要があります。

Q4. 報告書の提出方法は？

- A4. 直接お持ちいただくか、FAX、電子メールまたは郵送でも受け付けております。
送付先：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
熊本市 事業ごみ対策課 宛
FAX：096-359-9945
電子メール：jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp

Q5. 報告書の提出期限は？

- A5. 毎年6月30日までに提出していただきます。

Q6. 報告書の提出部数は？

A6. 1部で結構です。受付後の控えが必要なときは、2部提出していただければ受付印を押印の上返送いたしますが、その際には所定の料金の切手を貼った返信用封筒を同封していただきますようお願いいたします。

Q7. 関連会社分を一括して報告しても構わないか？

Q7. 基本的に事業場ごと（マニフェスト記載欄の「事業場」若しくは「排出事業場」）に報告書を取りまとめる必要があります。

従って、産業廃棄物の処理委託契約を本社等で一括契約している場合であっても、各支店、営業所等の所在地から産業廃棄物を排出し処理業者に委託している場合は、各支店、営業所等ごとに報告書を作成していただきますようお願いいたします。なお、各支店、営業所等から本社に提出された報告書をひとつの封筒に入れていただき、本社から提出していただくことは問題ありません。

Q8. 建設工事のように所在地が一定しない場合や、短期間で終了してしまうようなときは、どのように報告書を取りまとめて報告するのか？

A8. 建設工事や解体工事等については、その工事を管轄する支店や営業所等の単位で報告書を取りまとめていただいても構いません。

Q9. 報告書は押印が必要か？

A9. 押印の必要はありません。

Q10. 報告書に記載する排出量は重量（t）にしなければならないのか？

A10. 排出量は重量（t）でお願いします。重量を計量することが出来ない場合は、お手数ですが、次の表にあります換算係数を参考に計算していただきますようお願いいたします。なお、今までの経験から自社で独自に換算係数を定めているときは、その値で計算していただいても構いません。

産業廃棄物の種類	換算係数
1. 燃え殻	1. 14
2. 汚泥	1. 10
3. 廃油	0. 90
4. 廃プラスチック類	0. 35

5. 紙くず	0. 30
6. 木くず	0. 55
7. 繊維くず	0. 12
8. 動植物性残さ	1. 00
9. 動物系固形物	1. 00
10. ゴムくず	0. 52
11. 金属くず	1. 13
12. ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1. 00
13. 鋳さい	1. 93
14. コンクリートの破片類	1. 48
15. 動物のふん尿	1. 00
16. 動物の死体	1. 00
17. ばいじん	1. 26
18. 上記1. ～17. に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの	1. 00

※ この表は熊本県産業廃棄物税条例規則別表による。

Q11. 業種欄には具体的な名称を記載するのか？

A11. 日本標準産業分類の中分類の名称を記載してください。

【日本標準産業分類：総務省統計局のHP】

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm